



御坊東ロータリークラブ

Club Weekly Britain

since 1996.2.14

こころの中を見つめよう 博愛を広げるために

例会 水曜日18時30分 御坊御坊商工会館3F

事務局 〒644-0002 和歌山県御坊市藪350-28(御坊商工会館3F)

連絡先 TEL 0738-23-2334 FAX 0738-22-1234 E-Mail gobocast-rc@naxnet.or.jp

会長 栗林久一
 副会長 松本政幸
 幹事 細川幸三

☆ 司会進行 SAA 森 裕之 君
 <ゲスト> 御坊警察署交通課 巡査部長 中垣内友紀 様
 <ビジター> 有田2000RC 前任 君

幹事報告

幹事 細川幸三 君
 ○米山功労者に白井 勇 君



会長告知

会長 栗林久一 君

皆さん、今晚は。本日は有田 2000RC の前任君、ようこそおいでくださいました。ごゆっくりとご観覧下さい。

そして、御坊警察署交通課の仲垣内友紀様、お忙しいところ御出席頂きありがとうございます。後ほど、宜しく願い致します。

先週は「御坊東ロータリークラブ賞」の表彰授与式が盛大に挙行することが出来ました。



会員皆様のご協力を頂き大変よい式となりました。

また、講師の堀江一郎様には「自分らに誇りを、郷里に誇りを」というタイトルで花を添えて頂きました。大変良かったと思います。こうしてまた一つの大きな事業を無事に終えたことに感謝申し上げます。

私事です先週土曜日に御坊市民吹奏楽団の第 19 回定期演奏会を聴きに行ってきました。第 1 部と第 2 部がありまして、皆さんよく練習されていて素晴らしい演奏を聴かせて頂きました。たまにはのんびりと音楽鑑賞をして過ごす時間も良いものだと感じました。今後また演奏会がありますので、是非皆様も一度足を運んでいただければと思います。



今月は2月1日(水)の第1例会から始まり、本日の2月29日(水)が第5例会ということで大変長く感じましたが、明日からはもう3月です。ちょっと春の兆しが見えてきたように感じます。私の会長職も残すところ後4ヶ月となりました。残り4ヶ月も皆様のご協力を得ながらしっかりとやっていきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。



○PAUL HARRIS FELLOW に栗林久一 君、村上宗隆 君



ニコニコ箱

- SAA 稲垣 崇 君
- ◇有田2000RC 前任 君(過分に) 本日お世話になります。来月の合同例会楽しみにしています。
 - ◇栗林久一 君 先週の表彰例会ご苦労さまでした。有田2000RC前君ようこそ!! 仲垣内様本日よろしくお願ひ致します。
 - ◇細川幸三 君 前君ようこそいらっしゃいました。仲垣内様本日の卓話よろしくお願ひ致します
 - ◇玉置幸史 君 ゲスト仲垣内様、ビジター前君をお迎えして
 - ◇村上宗隆 君 仲垣内様卓話よろしくお願ひ致します。
 - ◇尾崎達哉 君 財布落とししました。
 - ◇森 裕之 君 お久しぶりです。

出席報告

会員数	欠席者	出席者	免除会員	出席率
15名	5名	10名	0	66.7%
2月15日 の修正出席率			60.0%	⇒ 73.3%

本日のプログラム

「交通規制について」

御坊警察署交通課 巡査部長 中垣内友紀 様

昨年の御坊警察署管内の交通事故の発生状況は、人身事故件数 373 件(前年比-59 件、死者 6 人(-1 人)、傷者 487 人(-41 人)でした。

昨年の管内の交通事故の特徴として、交通事故死者 6 人すべてが高齢者であったことが挙げられます。

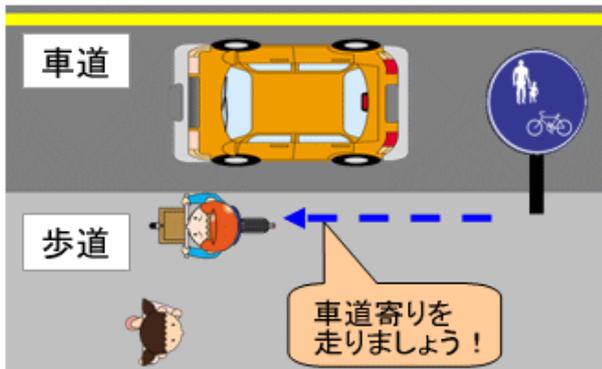


高齢者の交通死亡事故の特徴として、歩行時、道路横断中に車にはねられるケースが多く、道路の渡りはじめだけでなく、渡り終える直前で被害に遭うケースも多発しています。

高齢者の方に対し、様々な機会を通じて、道路を横断する際は、渡る前や渡っている途中での安全確認の励行をはじめとして、安全な歩行・横断を呼び掛けていますが、皆さんの身近にも危険な横断をしている高齢者の方がいれば、是非一声掛けてご指導いただければと思います。

ドライバーの立場からも、危険な横断をする歩行者がいるかもしれないということを普段から充分認識し、運転中は油断することなく安全運転に努めて下さい。

また、最近自転車関係の問題が報道等でも注目されています。



自転車は免許も要らない身近で便利な乗り物ですが、道路交通法上の軽車両として関係法令の適用を受けますし、重大事故が増加している背景等から厳罰化、高額賠償化の傾向にあり、一度大きな事故を起こせば、場合によっては刑事責任や何千万円もの高額賠償を命じられるおそれもあります。

「自転車だから」と軽く考えず、乗る際は交通事故に注意することはもちろん法律を守った運転を心掛けて下さい。

普段自転車を利用しているご家族の方等にも、積極的に自転車の交通ルール等について、教養する機会を作っていたらと思います。

傘を自転車に固定して運転すると、自転車の積載制限違反になります。また、不安定になったり、視野が妨げられたり、傘が歩行者に接触するなどして、危険な場合がありますのでやめましょう。

自転車の積載制限は、「幅は積載装置又は乗車装置の幅に0.3メートルを加えたものを超えないこと、高さは2メートルを超えないこと」などと規定されています(東京都道路交通規則第10条)。

【罰則】 2万円以下の罰金又は科料

★傘を差しながら・携帯電話を使用しながらの運転

傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で自転車を運転してはいけません。また、携帯電話で話をしたり、メールをしたりしながらの運転もしてはいけません。



【罰則】 5万円以下の罰金

今日のうた

ROTARY CLUB SONG

君が代
奉仕の理想
バースデイソング

次回例会のご案内

★3/7 例会は
細川幸三君の会員卓話です。